

中国地方の開発促進の歴史

1 中国地方開発促進法の制定まで

(1) 前史 - 中国地方総合開発委員会の時代

全国でも特異な専門委員会方式による自主的取り組み

昭和32年の東北開発促進法の制定に端を発する一連のブロック法に基づき各地方の総合開発が展開される以前の段階では、中国地方の総合開発は、「全国でも特異とされた官公民一体の組織」（永野巖雄元広島県知事）である中国地方総合開発委員会のもとで、自主的な取り組みがなされてきた点に主要な特色があった。国土総合開発法（昭和25年公布）による特定総合開発地域・同調査地域の指定においても、中国地方総合開発委員会が地方総合開発審議会機能を代行して、大山出雲や芸北、錦川などの地域指定、瀬戸内海、高梁川、江川などの調査地域指定を実現し注目された。

中国地方総合開発委員会の発端は、敗戦翌年の昭和21年10月、中国地方行政事務局（当時の長官は楠瀬常猪広島県知事（官選））が開催した地方行政連絡会議の席上、発議され誕生した中国地方国土復興開発委員会であった。

中国地方国土復興開発委員会は、昭和22年9月に中国地方国土総合開発委員会と改称、さらに同23年9月には中国地方総合開発委員会と改称するとともに、中国地方総合調査所（現（社）中国地方総合研究センター）を附設して同委員会の事務局機能及び独自の調査研究機能を整備した。

中国地方総合開発委員会の目的は、中国地方の総合開発の推進に当たって必要とされる調査・研究及び計画の立案を行うことであり、時代の移り変わりとともに組織的には幾多の変遷があったが、基本的には、中国地方建設局長、広島通商産業局長、広島陸運局長、岡山農地事務局長、第三港湾建設局長など中央各機関の出先局長を長とする、事項別及び地域別の専門委員会を中核体とし、中国地方総合調査所の調査研究機能を活かした活動が続けられた。

また、地方計画を国家的計画と密接に関連づけ、中央と地方のパイプ役の機能をもつものとして、中央の最高権威者の参画を得て特別専門委員会を置き、各専門委員会に対して大局的・総合的指示を与える体制が組まれていた。分権的割拠主義と集権的劃一主義の両弊を克服しようという狙いによるものであった。

ちなみに、昭和34年度には、事項別専門委員会としては電力、高潮対策、交通整備計画など3専門委員会が、地域別専門委員会は斐伊川・宍道湖・中海、備後臨海工業地帯、広島呉臨海工業地帯、長北地区、吉井川流域、石見臨海地帯など6地域の総合開発専門委員会が活動していた。

（註）以上は中国地方総合開発委員会「要覧」（昭和34年7月）による。同委員会設立の経緯、活動状況等については『中国総研 50年のあゆみ』（平成10年7月）に詳しい。

一県一地域に局限された計画から中国地方を一体とした総合開発へ

しかし、国土総合開発法制定以降、とりわけ昭和30年代に入り北海道に次いで東北、九州地方においては特別立法の措置を講ぜられ、着々と実績をあげつつあるのに対して、財政貧弱団体が多い中国地方においては、中国地方総合開発委員会のもとでの自主的努力のみでは意のごとく進

まず、経済文化面でのおくれがますます増大していくことが懸念されるにいたった。

中国地方各県においても、所与の立地条件や資源を活かした各種開発計画を樹て、それぞれ努力しているものの、一県一地域に局限された計画には自ずから限度がある。山陰地域の土地造成及び新工業地帯建設、山陽側の工業立地計画、さらに各地の治山・治水、干拓、観光、資源開発、交通網整備等の諸問題についても、中国各県の協調なくしては計画が成り立たなくなってきており、この地方の後進性を除去して中国地方を一体とした広域経済圏への発展を希求する気運が高まってきたのである。

こうした流れの中から、中国地方においても、特別立法等による開発促進へ向けての取り組みが起こるのであるが、それが公式の場で最初に提起されたのは、昭和34年6月、中国地方を一体とした総合開発の推進を決議した中国地方知事会議であり、その後の5県知事と出先官公庁の合同会議の申し合わせを経て、推進機構としての中国地方開発促進協議会の結成（昭和34年11月）、同協議会を中核体とした特別三立法制定をめざす取り組みへと発展していった。

（註）中国地方総合開発委員会のもとでの自主的取り組みから、特別三立法等による開発促進への転回のいきさつについては、中国地方開発促進協議会発会式（昭和34年11月）における会長（当時の大原博夫広島県知事）あいさつ、同発会式で採択された請願書等による。

ちなみに、中国地方総合開発委員会は、中国地方開発促進法制定（昭和35年11月）後は各地に問題別・地域別の開発促進団体や期成同盟等の成立が相次ぐとともに、附設の中国地方総合調査所の業務も国・地方自治体等からの委託調査が大半を占めるにいたり組織変更が決定し、昭和37年12月、同委員会の事業活動の継承と財産の寄付をもって新法人の社団法人中国地方総合調査会（平成2年7月中国地方総合研究センターと改称）が発足したのに伴い、やがて同委員会は戦後10余年間におよんだその歴史的役割を終えることになるのである。

（2）昭和30年代初期の中国地方の開発水準

強い後進的性格、漸次低下する全国的地位

明治以後、瀬戸内海沿岸部における工業立地によって、山陽側の一部地域においては工業化・都市化が進んだが、昭和30年代前期の時点では中国地方全体で見ると依然として後進性を色濃く残していた。中国地方開発促進協議会が当時とりまとめた「中国地方開発の基本構想と重点事業計画の概要（案）」（昭和34年9月）には、中国地方の概況と後進性の原因について次のように記述されている。

「中国地方は、本州の最西端にあつて、わが国の政治、産業、経済の中心よりやや隔離し、...その面積は31,600余平方キロで全国の8.6%に当たっているが、人口は699万余人で全国の7.8%を占めるに過ぎない。従つて、1平方キロ当りの人口密度も222人で全国平均（241人）にも達しない（四国地方は226人）低位の人口支持力である。

かかる現況のもたらされた原因は種々あるであろうが、当地方においては、未だ瀬戸内海沿岸の一部を除き、山陰地方はもちろん山陽側内陸部、島嶼部とも第一次産業主体の産業構造による分立経済を営み、各県とも總体的に後進的な性格が強く現れ、主として阪神並びに北九州の両経済圏に依存しているが、工業化も低位にあつてその進展も緩慢と言ふところにある。

即ち、昭和30年における産業別就業者数よりその産業構造を見るに、全国の構成割合が第一次産業41.1%、第二次産業23.8%、第三次産業35.1%であるのに対し、中国地方においては、それ

それぞれ48.0%、19.6%、32.4%という割合で、全国の割合に比し、第一次産業の比率が高くて、後進性の強いことを示している。しかるに、第一次産業において特に比重の大きな農業経営の状況は、昭和31年においてその基盤となるべき耕地面積は、全国の1戸当たり耕地面積が8.6段（1段は約1,000㎡）なるに対し、中国地方は6.2段で農業所得水準も対全国比8.1%と低位にあり、特に山陰地方の1人当たり農業所得は全国農区分割11地区のうち第10位となっている。

また第二次産業の主体をなす製造業について、昭和31年の工業統計より、その状況を見るに、……零細企業の占める比率が圧倒的に高く、企業の脆弱性を露呈しており、更に各地に散在する大企業においても地場資本によるものは僅少で、大部分のものが中央資本に結びついている。

特に、最も憂慮すべきことは、近時広域開発特別法の制定、工鉱業地帯整備の促進施策等により、他地方の産業が拡大充実するにつれて当地方の全国に占める地位が漸次低下しつつある徴候の見られることである。即ち、中国地方の工業付加価値額は昭和28年の対全国比7.4%を頂点に29年7.1%、30年6.7%、31年6.5%と漸減傾向を示しており、今のうちに何等かの強力措置を講じない限り、この較差は年々減じて行くことであろう。

従って、対全国比において、所得総額7.2%、銀行預金高5.0%、国税納付金4.5%と、総べての面において全国に占める当地方の地位は低く、また、延いてはこれらが自からの投資力を弱める結果となっているが、このような貧しい地方経済は、自分での上昇が非常に困難で、後進経済の悪じゅん環を繰り返している。

かかる状態を脱却するためには、その開発水準を高めることにより、経済の生産性を引上げ県民所得の向上を図るほか方法がないものと考えられる……。」

開発を制約する陰陽連絡交通の不備、貧弱な地方経済力等

では、中国地方のこうした開発の立ち遅れはいかなる理由によって招来されたのか。その主な原因として次の諸点があげられた（中国地方開発促進協議会「中国地方開発の基本構想と重点事業計画の概要（案）」（昭和34年11月）による）。

- 1 中国山脈が東西に走って、日本海側と瀬戸内海側との陰陽連絡交通を困難ならしめ、当地方の一体化を阻害していること。
- 2 山陰側は、寒冷な気候が産業経済の発展を妨げていること。
- 3 山陽側は、戦前、戦後を通じて重要拠点及び沿岸海域の大半を旧軍部並びに駐留軍に接収され、平和産業の発展に制約を受けてきたこと。
- 4 当地域に対する経済政策は早急な経済効果が望めないと考えられているので、国の施策の恩恵に浴することが少なかったこと。
- 5 地方経済力が貧弱なため、地場資本による自力開発が困難であること。

《エピソード》

立派な錦の御旗が絶対に必要だ - 福岡県からの助言 -

昭和34年8月初旬、中国地方知事会議の事務局機能を担っていた広島県の職員が、特別立法制定で先行した九州の事情調査のため福岡県を訪問した際、福岡県の担当者から次のように助言されたという。

「広域開発促進法には、錦の御旗が絶対に必要である。東北地方は未開発・後進性を、九州地方は台風常襲地帯（法律は別にして、開発法には一応未開発・後進性を掲げてはあるが、その底流には台風常襲地帯がある）を金看板としたが、中国地方は何をもって看板とするや。

山陰地方のみなれば未開発・後進性も通るが、山陽側を入れての後進性は通りかねるのではない。後進性のみでは、山陽側より遅れているところは未だ沢山あるのだから、先づ政調会（自民党）あたりでストップされる危険性も多分にある。立派な錦の御旗を掲げることが先決問題だ。」

（出所）広島県立文書館収蔵の行政文書（昭和34年8月）による。

中国地方の主要経済力諸指標

項 目		単 位	全 国	中国地方	全国対 比(%)	年 度	資 料	
面 積 及 び 人 口	総面積	平方軒	369,765	31,679	8.6	30	総理府	
	耕地面積	千町歩	5,183	398	7.7	30	〃	
	森林面積	〃	24,998	2,341	9.4	32	農林統計	
	総人口	千人	89,275	6,990	7.8	30	総理府	
	人口密度	人	241	221		〃	〃	
	産人 業口 別構 成	総数	千人	39,151	3,210	8.2	〃	〃
		第一次産業	%	41.1	48.1		〃	〃
		第二次産業	〃	23.8	19.5		〃	〃
第三次産業		〃	35.1	32.4		〃	〃	
生 産	米実収高	千石	76,418	6,871	9.0	32	農林統計	
	素材生産高	〃	162,726	20,512	12.6	〃	〃	
	漁獲量	千メ	1,296,557	138,414	10.7	〃	〃	
	石炭	千屯	51,732	3,532	6.8	〃	通産局	
	石灰石	〃	28,230	2,700	9.6	〃	〃	
	硫化鉄鉱	〃	3,378	810	24.0	〃	〃	
	ろう石	〃	577	393	68.1	〃	〃	
	電力需要量	千KWH	58,518,480	3,593,524	6.1	〃	中電	
	工業製品出荷額	百万円	8,691,911	586,986	6.8	31	通産省	
	生産所得	億円	76,526			〃	経済企画庁	
分配所得	〃	71,160	5,184	7.3	〃	〃		
資 源	森林蓄積量	千石	6,630,340	475,411	6.9	32	農林統計	
	未開発包蔵水力	千KW		1,075		34	広島通産局	
	工場適地	千坪		30,827		34	中国各県	
輸 送 関 係	国鉄営業キロ	軒	20,275.5	2,133.0	10.5	32	日本国有鉄道	
	道路延長	〃	146,676	15,884	10.8	〃	建設省	
	国鉄貨物輸送量	千屯		37,840		〃	日本国有鉄道(管理局合計)	
	トラック貨物輸送量	〃	739,176	44,607	6.0	〃	国鉄自動車事務所、陸運局	
	船舶輸送量	〃		39,356		〃	運輸省	
財 政 金 融	県歳入総額	百万円	924,016	67,936	7.4	33	自治省	
	自主財源	〃	306,900	16,912	5.5	〃	〃	
	国庫依存財源	〃	488,675	43,666	8.9	〃	〃	
	公共投資額	〃	128,909	10,531	8.2	〃	〃	
	銀行預金	〃	5,553,200	278,647	5.0	33.3月末	日本銀行	
	銀行貸出残	〃	5,149,003	204,643	4.0	〃	〃	
生 活	平均月収(1世帯当たり)	円	19,700	17,200	8.7	31	経済企画庁	
	租税負担額(1人当たり)	円	14,538	10,457	7.2	31	国税庁	
	失業者	人	765,199	64,081	8.4	30	総理府	
	生活保護者	人	1,682,451	128,194	7.6	34.3月	厚生省	

（出所）中国地方開発促進協議会「中国地方の現況」昭和34年11月

(3) 中国地方開発促進協議会の設立

開発促進協議会設立にいたる経緯、特別三立法をめざし5県が結束強化

中国地方開発促進法制定へ向けて主導的な役割を担ったのは、中国地方の官公民の大同団結により設立された中国地方開発促進協議会であった。

それに先立ち、特別立法等による中国地方を一体とした総合開発の推進を公の場で最初に決定したのは、先述のように、昭和34年6月、広島市で開催された中国地方知事会議であったが、その2年前の昭和32年6月、建設省主催により開催された国土総合開発中四国地方ブロック会議では、本省説明の中で二県以上にまたがる地方総合開発計画に関連して、「東北及び北海道に於いては未開発後進地区の開発促進という見地から最近積極的な事業計画が進められていることは注目に値する」という紹介があった(中国地方総合開発委員会「開発新聞」昭和32年7月15日による)。北海道、東北のこうした事例は、出席した各県の問題意識を刺激し、視野を広げるのに役立ったと推定される。それから2ヵ月後の昭和32年8月、中国地方知事会議が広島市で開催され、政府・国会への要望事項として決議された17項目の中に、「国土総合開発事業の促進＝開発事業費の増額と補助率引上げ」が含まれていた。

(註)昭和32年当時、地方建設局は中国・四国ブロックを管轄していたが、昭和33年6月に管轄区域再編に伴い中国と四国に分割された。

こうした経緯を経て、昭和34年6月の中国地方知事会議の決議(前記)と出先官公庁との合同会議の申し合わせ、それを踏まえた5県総務部長会議(同月、於米子市)において中国地方開発促進協議会の結成について意見が一致し、特別立法化をめざした取り組みが開始されるにいたった。5県の総務部長会議では、特別三立法をめざすこと(開発促進法、開発公庫法、開発株式会社法)、促進要領・協議会規則・関係先の協力要領・事務局の広島設置、役員・顧問(国会議員)委嘱等について決定した。ちなみに、特別三立法をめざすことについては、九州地方開発促進協議会に加入している山口県側から九州地方開発促進法の内容等が説明された結果決定したといわれる。また、特別立法等をめざす取り組みの実施方法は、九州、四国等の先行地域の方法に準ずることを申し合わせた(前出「開発新聞」昭和34年6月15日による)。

1ヵ月後の昭和34年7月には、東京において、中国地方開発促進懇談会が開催された。中国5県選出国會議員、5県知事、県議会議長等が出席し協議の結果、開発三法案を次の通常国会で立法化させるため、各政党に中国地方開発特別委員会の設置を要望するとともに、国会議員の世話人を各県3人選出、さらに立法化の推進母体として中国地方開発促進連絡会を東京に設置することを決定した。またその後にかかれた中国5県企画担当課長・東京事務所長会議で、広島県が中心となって諸準備を進めることを決定した(前出「開発新聞」昭和34年7月15日による)。

12月通常国会を間近に控えた昭和34年10月末、5県の総合開発担当部課長会議が松江市で開催され、総額約9,443億円に及ぶ10ヵ年計画案(「中国地方開発の基本構想と重点事業計画の概要」)をまとめ、翌日開かれた中国地方開発促進協議会発起人会(5県知事・県議会議長で構成)で正式にこれが決定した。11月11日には東京で世話人会が開かれ、同月25日東京で発会式を行い、特別三法案成立のため5県が力を合わせることを申し合わせた。計画案の内容は後述するが、交通網の整備は特に力を入れ、総事業費の50%以上が見込まれていた。会員は中国5県の知事・県議会議長・市長会会長・市議会議長会会長・町村会会長・町村議会議長会会長をもって構成し、顧問として中国5県選出国會議員(参議院全国区を含む)、参与に中央各機関の出先局長・中国電力

社長等の委嘱が予定された（前出「開発新聞」昭和34年11月15日による）。

開発促進協議会が発足、開発促進要領（計画策定の枠組み）を承認

昭和34年11月25日、東京で中国地方開発促進協議会の発会式が開催された。（以下、中国地方開発促進協議会「中国地方開発促進協議会発会式記録」による）

発会式には約100人の参会者があり盛大に挙行された。出席者は、会員のほか、来賓（代理を含む）として衆議院議長、自民党総裁ほか同党・社会党・社会クラブ役員、中国5県選出国會議員、中央機関の出先局長、全国知事会・議長会代表、在京各県有力者（産官学等）、報道関係など広範囲に及んだ。

発会式では、開発促進計画策定の枠組みを定める開発促進要領が承認された。開発促進要領では、後進性の打破を掲げて、特別立法等による開発促進のために、次のような措置を国に要望し、その強力な推進を図るものとした。

- 1 国の重要施策としての中国地方開発促進計画の策定および実施ならびにそのための資金の確保
- 2 中国地方開発促進のための中央行政機構の整備
 - イ 中国地方開発審議会の設置
 - ロ 経済企画庁に中国地方開発室の設置
- 3 中国地方開発公庫の設置
- 4 中国地方開発株式会社の設立
- 5 中国地方開発促進のための財政的特別措置
- 6 前各項の事項を実現するための法的措置
- 7 前各項の事業を達成するために必要な調査

中国地方開発計画の策定に関しては、次の6つの主目標を掲げ、重要施策事業およびその関連事業について、昭和35年度以降10カ年にわたる計画として策定するものとした。

- イ 交通網の整備特に陰陽連絡道路および鉄道の整備
- ロ 資源の開発およびその高度利用
- ハ 産業立地条件の整備
- ニ 観光事業の振興
- ホ 国土の保全
- ヘ 島嶼部の開発

そして計画の根幹事業の選定については、次のような基準によることを定めた。

- イ 事業の実施が直接2県以上におよぶ事業
- ロ 事業実施の効果が2県以上におよぶ事業
- ハ 事業が国家的重要性を有するか、または事業実施のため各県の協力を必要とする事業
- ニ その他特に重点的に実施を必要とする事業

また、計画は、各県の総合開発計画との調整を図りつつ、開発促進協議会事務局においてまとめ作業を行うものとされた。

推進機構・その他について

推進機構に関しては、各県が共同して設置する中国地方開発促進協議会が、特別法制定の促進、

開発計画の樹立および推進に関する事業を行なうが、作業は中国地方知事会内に置かれる事務局が、関係県の協力のもとに担当するものとし、さらに東京には、関係県の東京事務所長をもって構成する中国地方開発促進連絡会を設け、中央との連絡、資料・情報収集、調査等を担当させるものとした。

中国地方総合開発委員会との関係について、連絡を密にし、必要に応じて協力を求めることも付け加えられた。また、中国地方開発促進協議会の事業に要する経費は、各県の分担金、寄付金等をもって充てることが取り決められた。

同時に承認された「中国地方開発促進に対する要望」では、中国地方開発促進法（仮称）の制定については、経済企画庁長官が指定する重要な事業については国の補助率の2割引上げ、その他の事業についても補助率引上げを要望した。

また、中国地方開発公庫の設置については、中国地方の産業開発を促進するため、長期資金を供給することにより民間投資および一般の金融機関の金融を補完するものとして、所定の開発事業を営む会社・法人等について、設備の取得、改良または補修について長期の資金を必要とするものに対して、その資金を出資もしくは融通または債務の保証の業務を行う特殊法人の設置を要望した。適用事業としては、次の4分野があげられていた。

- 1 農林水産、畜産物の加工度の高い工業
- 2 産業の振興、開発にかかる交通、運輸業
- 3 工業用地の造成および工業用水道事業
- 4 その他産業振興、開発に特に必要なもので、政府が指定するもの

中国地方開発株式会社の設置については、中国地方の開発を促進し国民経済の発展に寄与するために、産業の振興に必要な事業を営むことを目的とする企業体として、所定の事業の直営またはこれらの事業に対する投資その他の助成を行う特殊法人の設置を要望した。所定の事業として次の分野があげられた。

- 1 農林畜水産物の加工度の高い工業
- 2 各種資源の開発工業
- 3 産業立地条件を整備するため必要な事業
- 4 その他中国地方開発に関する諸産業



中国地方開発促進協議会発会式

発会式当日開催の理事会(5県知事・県議会議員出席)

(昭和34年11月25日 会場：東京都千代田区大手町産経会館)

(写真出所)中国地方開発促進協議会「中国地方開発促進協議会発会式記録」

(4) 国会における中国地方開発促進決議

三党が中国地方開発特別委員会設置、開発促進法案固まる

推進母体である中国地方開発促進協議会の設立後は、国会における中国地方開発促進決議案の可決が当面の課題となり、同協議会発会式後に開かれた中国5県企画担当課長・東京事務所長会議において今後の推進方法について協議が行われた。昭和34年12月初旬、同協議会会長・副会長（鳥取県知事）出席のもとに自民党顧問・世話人会議が開かれ、国会決議並びに自民党中国地方開発特別委員会設置について協議がなされた。

一方、社会党は、同日に開かれた中執委で政策審議会に中国地方開発特別委員会を設け、委員長に足鹿覚（衆・鳥取県）、副委員長に秋山長造（参・岡山県地方区）、事務局長に藤田進（参、広島県地方区）の各氏をあて、委員は中国地方選出の6名を決定した。

社会クラブも、12月中旬、民社クラブと一体となって中国地方開発特別委員会を設置、内海清氏（衆・広島県三区）を委員長とし委員6名が選ばれた。ちなみに、同特別委員会は、昭和35年1月下旬、民社党結党により発展的に解消し、民社党が改めて特別委員会を設置した。委員長は山田節男氏（参・広島県地方区）、事務局長内海清氏、委員5名であった。

自民党については、中国地方選出国會議員（世話人等）による党七役説得および政調会政策審議会に対する陳情、各県議による地元出身国會議員に対する陳情等が行われ、12月下旬にいたって、中国地方開発特別委員会の設置、委員長に遠藤三郎氏（衆、静岡県）、副委員長に中国地方選出国會議員8氏、委員は49名（全国に及ぶ）の国會議員が決定したが、12月末に開催された第1回自民党中国地方開発特別委員会（東京）では、今通常国会再開直後における促進決議の通過を目標とすること、事務局は定員5名（党側2名、県側3名）とし専任局長は設けないことが決定した。また、昭和35年度予算として調査費、調整費の獲得に努めることなどについて協議されたが、このうち調査費については、昭和35年1月、中国地方開発予算として100万円の計上をみた。

各党の中国地方開発特別委員会の業務は、対国会・対政府折衝に当たることであったが、その主役は自民党の特別委員会であった。但し、これらに必要な計画書・予算書等は、中国地方開発促進協議会で作成した原案を特別委員会で修正し、これを特別委員会作成ということで使用していたものとみられるが、法の制定、予算獲得等は特別委員会の活動によるところが大きかった。自民党の特別委員会は専任の事務局長を設けなかったが、遠藤委員長を補佐して党の小浜調査役が終始重要な役割を果たしたことが当時の記録からうかがわれる。また、自民党の事務局の必要経費については県側もその都度応分の支出をしていたものとみられる。

なお、同年1月中旬の中国5県企画担当課長会議（広島市）では、特別三立法のうち「公庫法」、「株式会社法」については、鳥取県と島根県で研究することが取り決められた。

2月初めに開催された第2回自民党中国地方開発特別委員会（東京）では、促進決議案は、中国地方独自の発展策を図ることを強調するなど政調会を動かすような内容を盛り込み、早急に本会議上程の段取りにすることを決定した。また、開発促進法案の内容は東北、九州に相似のものとすること、高率補助及び山口県の取扱いについては事務局が衆議院法制局と打ち合わせることが取り決められた。翌日、法制局の出席を求めて地元作成の原案を検討の結果、地方の特殊事情を活かすこと、また山口県については九州地方開発促進法との調整の条項を入れることになった。

さらに1日おいて開かれた第3回自民党中国地方開発特別委員会では、開発促進法案（一部修

正)を了承し四国地方開発促進法との同時制定を目途とするとの申し合わせがなされた。促進決議案は、自民党特別委員会が両野党と話し合い、でき得れば三党共同提案とするよう折衝するものとされた。また、開発促進のため副委員長佐野広氏(参、島根県地方区)が責任者となって日本開発銀行の特別株の獲得に努力することが取り決められた。

衆参両院で開発促進決議案が満場一致可決

2月下旬にいたり、中国地方開発特別委三党委員長打合会(東京)が行われ、促進決議は共同提案とし、決議案及び提案理由を決定するとともに、決議案の提出は衆議院3月1日、参議院3月2日を目標とすることを取り決めた。衆議院における提案理由説明は遠藤三郎氏(自民党特別委員長)、賛成討論は中村英男(社会党、島根県)、内海清(民社党特別委事務局長)の両氏が行うことも決定した。

一方、同時期に開かれた自民党政調役員会では、「中国地方が進行すると先行各地方の必要措置がとれる危険性があるので、全体の動きを見て決めるべきだ」として、政調会としては地方開発特別委を一本化する動きもあった。しかし、これに対しては、自民党政調会打合会において、北海道、中国、四国、九州、東北の各代表及び政調会事務局から、「地方開発特別委を今更一本化は出来ない。各地方の法的措置はエスカレーター方式で進めるべきだ」という意見が述べられ、旬日後に開かれた自民党政調役員会は、「地方開発は、それぞれエスカレーター方式で推進する。中国地方開発は促進決議を今国会に上程する」ことに決した。

こうした経緯を経て、3月中旬に開催された自民党政調政審会では、地方総合開発の取扱いは遠藤三郎、大橋武夫(衆、島根県)両氏の働きにより次のように決定し、自民党総務会の審議を経て早急に本会議に上程する運びになった。

- 1 全国未開発地域国庫負担特例措置は昭和36年度よりの実施を目途として政調会に小委員会を設けて検討する。
- 2 九州、四国、中国、北陸の各地方開発は、今国会においてそれぞれ必要な措置をとる。
- 3 第1号の特例措置実施後は地方開発関係国庫負担等は、これに吸収する。

3月初めを目標とした促進決議案の国会上程は、自民党内部での調整等に手間取り、3月28日の参議院本会議において、「政府は、先ず本地方開発に関する基本計画を確立し、更に進んで、積極的開発を促進するため、立法その他所要の特別措置を講じ、以って、施策の萬全を期すべきである」とする、三党共同提案の「中国地方開発促進に関する決議(案)」が満場一致で可決された。提案理由説明は重政庸徳氏(自民党、広島県全国区)、賛成討論は木下友敬(社会党、山口県地方区)、山田節男(民社党)両氏が行った。

1日遅れて3月29日の衆議院本会議においても、満場一致をもって促進決議案が可決された。提案理由説明は遠藤三郎氏、賛成討論は中村英男、内海清両氏が行った。両院とも可決後、政府代表として菅野和太郎経済企画庁長官から「決議の主旨に副って中国地方の開発に協力したい」旨の挨拶があった。

衆参両院における促進決議案の可決後、4月早々には自民党中国地方開発特別委員会が開かれ、促進法案の今国会上程をめざすことを申し合わせた。

(5) 中国地方開発促進法の制定

安保問題・政変続きで早期審議は困難に

促進法案の国会上程の事務手続きを行うには、是非とも自民党政調会、総務会の事前了解が必要とされた。しかし、「自民党内部に未だすっきりしないものがあり」、「政調会の中に一部異論がある」ために、前途は楽観を許さず、「一部においては、強行突破も一つの方法ではないか」とする人もあったが、「あくまでも了解をつけて、すっきりした形のうで党をまとめた」という遠藤委員長の慎重な方針のもとで、ねばり強く折衝が続けられた（広島県立文書館収蔵の行政文書(昭和35年4月23日)による）。

しかし、時あたかも日米安保条約の改訂をめぐって国会内外が騒然としており、ILO問題、国会会期延長問題に加えて、衆議院の国土総合開発特別委員会も臨海地域開発促進法案、九州地方開発促進法一部改正法案など懸案の未解決問題が山積しており、中国地方開発促進法案を提出しても早期審議は無理な状況にあった。

5月中旬、遠藤委員長は自民党政調役員会において中国地方開発促進法案の取扱いについて提案したが、これに対して別に異論はなかったものの、船田会長から安保問題のゴタゴタが一応おさまり見通しがついてから政審会に持ち込むことにしてほしいとの要望があったため、遠藤委員長は地元議員の了解を得た上で、同会長に下駄を預けることに意を決した。

安保問題解決までの間、地元議員が分担して党幹部に対する事前了解工作を行うこととなったが、遠藤委員長は、この頃「地元議員の熱意が足りないので、自分としても立場上困っているし、党幹部に対しても印象が悪いので、何とか熱意を昂揚させねばならない」と県職員に洩らしていたという（広島県立文書館収蔵の行政文書(昭和35年5月13日)による）。

新安保条約は6月中旬に自然成立したが、この後、7月中旬に岸内閣総辞職、池田内閣成立、11月には衆議院解散総選挙、12月に入り第2次池田内閣成立と政変が続いた。

7月下旬にいたり、自民党の中国地方開発特別委員会は、次の臨時国会を契機として中国地方開発促進法の成立を期するとともに、これに伴う具体的開発計画の早期実現を図ること、また、この間事前に基本的調査（要すれば調査要員の現地派遣）を促進することなどを申し合わせた。

国民所得倍増計画をにらみ重点事業計画・要望事項をとりまとめ（開発促進協議会）

法案成立へ向けて具体的な動きが新たに始まろうとしていたが、これには、池田政権の新政策樹立（国民所得倍増計画）、昭和36年度予算編成方針確立、全国遊説等のための地方ブロック別基礎資料作成という新たな要請も加わった。

調査は、各県による昭和36年度重点事業計画及び要望事項のとりまとめ、小浜調査役を中心とする自民党政調会及び政府関係職員の現地調査による各県重点事業計画の調整、という流れで進められ、その調整結果を自民党特別委員会の重点事業として位置づけ、予算折衝を進めるものとされた。

いずれにしても時間的な余裕がなく、促進協議会事務局は8月初めまでに重点事業計画・要望事項をとりまとめることが求められた。このため、直ちに各県は昭和36年度の重点事業計画及び要望事項の作成にとりかかった。

その結果をうけて中国地方開発促進協議会がとりまとめた「中国地方開発昭和36年度重点施策概要書」（昭和35年8月）では、同年度の重点施策として次の6項目があげられていた。

- 1 中国縦貫自動車道および中四国連絡道路の建設促進
- 2 陰陽連絡交通網の整備強化の推進
- 3 臨海工業地帯の造成整備の促進
- 4 僻地島嶼部の開発促進
- 5 地方開発資金としての日本開発銀行融資特別枠の獲得
- 6 総合開発調査費および調整費の確保

中国縦貫、中四国連絡、陰陽連絡など、ブロック内及び中四国間の交流強化のための動脈となる幹線交通体系整備と、最大の活力源となる臨海工業地帯整備が、戦略的に重視されていた当時の状況がうかがわれる。

昭和36年度重点事業計画事業費は次表の通りであるが、道路整備を主体とする交通施設整備事業が総額の66%という高い割合を占めていた。

中国地方開発計画昭和36年度
重点事業計画事業費 (単位:百万円)

	36年度事業費	35～44年度 総事業費
合 計	28,548	257,475
1 交通施設整備事業	18,714	172,849
2 資源開発事業	1,602	25,886
3 産業立地条件整備事業	5,396	41,759
4 観光振興事業	170	1,142
5 国土保全事業	2,666	15,839

(出所) 中国地方開発促進協議会「中国地方開発昭和
36年度重点施策概要書」昭和35年8月

また「中国地方開発促進に関する重点要望事項」(昭和35年8月)では、次の6項目をあげて、速やかな実施促進を要望した。

- 1 中国地方開発促進法の早期制定
- 2 国土縦貫中国自動車道の促進
- 3 陰陽連絡交通網の整備拡充
- 4 鉦工業地帯の整備 - 特に臨海工業地域開発の促進
- 5 僻地、島嶼部の開発促進
- 6 36年度予算編成に対する特別措置

自民党小浜調査団等の現地視察、開発重点事業計画を見直し

自民党政調会・政府関係職員による現地調査は当初の予定が大幅に遅れ、これに先立ち、菅野経済企画庁長官、衆議院国土総合開発特別委員会による現地視察がそれぞれ行われた。

菅野経済企画庁長官による現地視察は、国会の空白時にあたる昭和35年6月8日～10日の日程で、広島、島根、鳥取3県を対象として行われた(随行者:官房長、参事官、秘書官)。初日、広島市において中国5県知事との懇談会がもたれ、席上、5県知事・県議会議長から開発促進法の速やかな制定について陳情がなされた。

衆議院国土総合開発特別委員会による現地視察（編成：委員長、委員4名、事務局参事1名、経済企画庁2名、計8名）は、8月22日～26日の5日間の日程で、広島、島根、鳥取、岡山4県を対象として行われた。初日、広島市において、地元（協議会）から広島県知事・同県議会議長、5県総務部長、事務局職員、国の出先機関5局長等が出席して、中国地方開発計画説明会が行われ、席上、中国地方開発促進についての陳情がなされた。

自民党政調会・政府合同視察団（小浜調査団）による現地調査は、9月7日～14日の8日間にわたり、中国5県を対象として実施された。

調査団の編成は自民党小浜繁調査役ほか1名、経済企画庁・農林省・建設省各1名、計5名であった。

（註）小浜繁調査役は当時自民党政務調査会建設担当役の要職にあった。

主な視察地点は次の通りで広範囲にわたった。

岡山県 …… 水島地区、岡南地区、旭川ダム

鳥取県 …… 大山地区

島根県 …… 中海干拓、出雲大社、浜田港、益田地区

山口県 …… 山口県内の主要地区

広島県 …… 呉市旧軍港跡・旧工廠跡・広地帯、広島港、太田川、江川、中国縦貫自動車道予定線、尾道 - 松江線、世羅台地、三川ダム、備後臨海地帯

最終日、福山市において、視察団の要請により政府関係出先機関の参加を求め、中国地方開発促進打合せ（調査団・政府関係出先機関・中国5県合同課長会議）が行われた。政府関係出先機関の出席者は岡山農地事務局、広島通商産業局、第三港湾建設局、第四港湾建設局、中国地方建設局であった。

小浜調査団による現地調査を踏まえて、9月末、自民党中国地方開発特別委員会が開かれ、開発重点事業計画が検討された。10月中旬にその結果を中国5県知事会議において説明した後、10月下旬には、再度開発特別委員会を開催して重点事業計画を一部訂正するとともに、次期国会冒頭において中国地方開発促進法を成立させることを決議した。また、重点事業に対する予算獲得は、特別委員会が責任をもって当たることも申し合わせた。

この間、11月中旬には、日本開発銀行が中国5県に調査団を派遣し、各県における工業開発の構想、鉱工業の実態、特に設備投資の状況、開発公庫の状況、中小企業金融公庫との関連等について調査が行われた。調査団の編成は本店調査部・地方開発部・大阪支店の次長・調査役等で、開発促進協議会としては、地方融資枠の確保、支店の設置等にも関連するため、調査には積極的に協力した。ちなみに、昭和36年4月、広島支店の開設が実現した。

衆参両院で開発促進法案は満場一致可決

12月に入って間もなく開かれた自民党中国地方開発特別委員会（12月5日）が、総選挙の結果一部委員の異動に伴う新体制のもとで、特別国会での法案成立を目標とすることをあらためて承認したのを契機に、国会上程へ向けての動きが活発になった。

12月6日～9日の間に、自民党は政調会政審会に次いで総務会が、社会党は開発特別委員会に次いで政審会が、民社党も開発特別委員会に次いで政審会が、それぞれ諒承し、これにより各党とも諸般の党内手続きをほぼ終えるにいたった。

12月14日、自民党開発特別委員会が開催されて、昭和36年度予算重点要望事項の一部変更、さ

きに自民党開発特別委員会が作成した重点事業計画についても超重点的なものへの絞り込みを行った。また、総選挙後、衆議院国土総合開発特別委員会の設置の見通しがはっきりとしなかったが、同日に第1回委員会が開かれメンバーも決定した（委員長：辻寛一氏(愛知県)）。

こうした経緯を経て中国地方開発促進法案は、12月16日に衆議院国土総合開発特別委員会において衆議院本会議上程を可決、翌12月17日、本会議に開発促進法案が上程され、辻国土総合開発特別委員長より審議経過を説明の後、賛成討論は省略し、満場一致をもって可決された。

12月20日、参議院建設委員会（委員長：稲浦鹿蔵氏(兵庫県、全国区)）において開発促進法案の参議院本会議上程を可決、翌12月21日、本会議に開発促進法案が上程され、稲浦建設委員長より審議経過説明の後、賛成討論は省略し、満場一致をもって可決成立した。

中国地方開発促進法の骨子は次の通りである。

- ・この法律は、中国地方（5県）における資源の総合的開発を促進するために必要な基本的事項を定めるものとする。
- ・内閣総理大臣は、総理府に設置する中国地方開発審議会の審議を経て中国地方開発促進計画を作成する。
- ・開発促進計画に基づく事業は、経済企画庁長官が毎年度事業計画及び資金計画の調整を行う。
- ・政府は開発促進計画を実施するために必要な資金の確保をはかり、財政の許す範囲において、その実施に努める。

なお、本法附則として、中国地方と九州地方の双方の開発促進法に包含されている山口県について、開発計画が実施の段階に入り事業が円滑に実施せられる時期に、九州地方から切り離し中国地方開発促進計画に一元化するものとされた。

また、国の特別の助成措置については、開発促進計画が作成された場合、重要事業に対する国の負担率、補助率の割合について所要の改正を行うものとされた。

ちなみに、中国地方開発審議会の所掌事務は、開発促進法により次のように規定された。

第五条 審議会は、次に掲げる事項を調査審議し、その結果を内閣総理大臣に報告し、又は建議するものとする。

- 一 開発促進計画の作成の基準となるべき事項
- 二 開発促進計画に基づく事業の実施の推進に関する事項
- 三 前各号に掲げるもののほか、中国地方の開発の促進に関する重要事項

2 審議会は、開発促進計画及びこれに基づく事業の実施について必要があると認める場合においては、内閣総理大臣を通じて、関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。

こうした規定に基づき、第1～3回審議会での開発促進計画の検討・答申以後、第4回審議会からは、主として、中国地方開発の現況及び開発促進計画に関係する主要な事業計画（各省予算）等に関して意見のとりまとめを行った。また委員懇談会の形式で、全国総合開発計画案に対する意見の開陳等も行われた。

《エピソード》

山口県の態度表明 - 中国と九州の重複地域指定から中国一本化へ -

山口県は、自然地理的条件の同質性、中国経済圏と九州経済圏の重複地域、中央出先機関の所管等において、中国と九州の両ブロックに分断されているものが多いなどの事情から、開発促進運動で先行した九州ブロックに属して、既に開発が実現の運びになりつつあった。とはいえ、中

国と九州の重複地域指定の問題では微妙な立場にあり、昭和35年4月にいたり、中国地方各県知事からの懇請に応え、次のことを条件（一部略）に中国地方への一本化について態度表明した。

- 1 九州地方と中国地方が立法上平等の立場に立つに至った時に、政府が山口県知事と協議したうえで政令により移行の時期を決定する。
- 2 九州地方の計画において承認された山口県に関する一切を中国地方の計画に吸収承認する。
- 3 中国地方開発促進計画作成に当たっては、九州地方計画と特に関連の深い下記の諸点に伴う事業をとりあげる。
 - ・石炭産業の振興とその利用対策の推進
 - ・遠洋漁業の振興と下関漁港の整備
 - ・交通運輸の増強対策

（出所）広島県立文書館収蔵の行政文書（昭和35年4月27日）による。